自主練習における安全対策の手引き

安全第一方針に従う部活動の運営指針 ―

2008 年 10 月 10 日 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 弓道部

本手引きは、希望ヶ丘高校弓道部及び本校弓道場を安全に運営・使用する目的で作成された。 弓道部員全員に本内容を周知徹底し、危険防止に努めるものとする。

1. 部活動における安全対策

本校は教育目標にあるように「自学自習を重んじた学習、自律自制を旨とする行動」を高校 生活の基本理念として部活動等に積極的に参加している。

部活動は「豊かな人間性と望ましい社会性」を育成する上で重要な役割を担う有効な活動であり、多岐にわたる活動から、とりわけ安全第一方針の徹底が求められる教育の一つでもある。

活動の主体となる部は学年、クラスの範囲を越えて、学生達が同好の自由意志に基づいて参加した自主的な活動であり、自覚された学生の自主的な集団である。

33 部活動は本来、学生の自発的・自主的活動であり、学生自身も常に安全と事故・けが発生時 の対処方法を考え、実行していくことが求められる。

弓道はその性質上、危険性が高い競技だという事は承知の通りである。実際、他校では重大事故が起きており、当校でも活動法を誤れば同様の事故が起こりうる可能性は十分にある。本校弓道場の安全設備は、他校と比べても整っているが、日々の練習を繰り返していると、「何が危険か?」という感覚が麻痺しがちである。そのため人為的過誤やミス、気が抜けた時の行動が事故を生み出しうる可能性は十分にある。そうした状況にならないためにも、日頃から高い安全意識を持ち対策を講じていく必要がある。

2. 具体的な安全対策

弓は、飛び道具であることを常に意識すると共に、<u>正しく扱えば決して危険ではない</u>ことを認識する必要がある。

A. 練習方法

- (1)練習前に、弓具の整備点検を行うこと。 破損している物は危険なので使用しないこと。
- (2) 行射中、看的所にいる者は絶対に安土側へ体を出さないこと。
- (3) 矢取りを行う際は、射場側と看的側で相互確認(声だし・赤旗)を行った後に入ること。また、矢取り中は取掛けをしないこと。

- (4) なるべく2人以上で練習すること。
- (5) 他人の方に向けて絶対に引かないこと。(まねをしてもいけない)
- (6) 巻藁矢で的前に立たないこと。
- (7) 巻藁は、安全な場所に設置し、適当な距離で射ること。また、巻藁の前後左右の近いと ころに人が居ないようにすること。

B. 弓・矢など用具管理

- (1) 的に向って射る場合、暴発することがあるので、その外れ矢を防止する設備(矢止めネット等)を整備して安全を期すること。
- (2) 籐は完全に巻かれていること。
- (3) 弦を張る高さは15cmを標準とし、低く張らないこと。
- (4) 筈や箆(シャフト)に傷のあるものは使用しないこと。
- (5) 自分の矢束を知り、短いものを使用しないこと。
- (6) 自己の体力に適合した弓を使用すること

【基準】: 弓の弓力を選定する際には同じ強さの弓を2つ張り分肩入れができること。 ⇒全日本弓道連盟「弓道教本」に基づく。

C. 技術的及び初心者指導

- (1) 行射は、全日本弓道連盟「弓道教本」に則って行うこと。
- (2) 初心者(段・級位を認許されていない者)が弓を扱う際には、段・級位を取得済みの先輩の許可を得て、付き添った上で扱うこと。
- (3) 初心者は、ゴム弓・素引き・巻藁等の基礎練習を十分積み、おおむね安定して射が行えると段・級位を取得済みの先輩(基本的に指導長)に判断されてから的前に立つこと。
- (4) 危険と判断できるものについては、即座に行射を中止すること。

3. 緊急時の連絡体制の管理

- (1) 部員は、事故発生時においてケガ人の処置をした後、緊急連絡先に連絡する。
- (2) **人命第一**を考え、状況を的確に判断、救急車の手配をする。また、直ちに顧問教員に連絡をする。
- (3) 事故時の連絡体制のため、緊急連絡先を常備しておくこと。

以上、**安全第一**での活動をおこなうものとする。

引用: 1. 平成18年7月6日付 (財)全日本弓道連盟 事故防止の徹底について(通達)

- 2. 平成12年8月付 横浜市弓道協会 弓道の手引き
- 3. 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 弓道部 指導要領 等